

# まいばら市 農業委員会だより

令和5年（2023年）3月

## 第23号

発行編集 米原市農業委員会  
(米原市米原1016番地)  
TEL 0749-53-5136  
FAX 0749-53-5139



おうみ認定こども園



かなん認定こども園

食育活動・芋収穫（箕浦地先）



## 農地の権利移動にかかる下限面積の廃止について

農地の売買・貸し借りなどの権利を取得するには、農地法第3条の規定により農業委員会の許可が必要となります。その許可要件の一つとして、許可後の耕作面積が下限面積（50アール）以上になることが定められており、本市では農地法施行規則の規定による別段面積として、区域ごとに20から40アールまで設定しています。令和4年5月に公布された農地法の一部改正により、上記の下限面積要件が廃止されることとなり、令和5年4月1日から施行されます。また、これに伴い、本市で設定している別段面積も廃止することとなります。

### 廃止の理由

農業者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加など、昨今の農業における問題を解消するため、多様な人材が農地を取得しやすくし、農業への新規参入者を増やすことを目的として、下限面積要件が廃止されることになりました。

### 下限面積廃止後も農地法第3条許可において適用される主な要件

- ・申請地を含め、所有している農地および借りている農地の全てを効率的に耕作すること
- ・申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること
- ・申請者の行う営農活動が周辺の農地利用に支障を与えないこと

※その他、農地法に係る権利設定等については、事前に農業委員会事務局へ御相談ください。

## 令和5年度米原市農業施策に関する意見書を市長に提出

米原市農業委員会は、令和4年11月16日に農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等について、市長に意見書を提出しました。



▲意見書提出



▲意見交換

## 令和5年度米原市農業施策に関する意見書（回答）

令和5年2月1日、市長から意見書に対する回答がありましたので、その概要をお知らせします。

### 1 集落営農組織と小規模農業者への強力な支援

【意見①】集落営農組織や小規模兼業農家による農業機械購入、生産資材の補助金の増額など、担い手への支援を強化されたい。

【回答①】農業用の機械導入補助を本年度策定しましたので、本事業を活用し支援を引き続き実施していきたいと考えております。生産資材につきましては、全国的な肥料価格高騰に対し、本年度、地方創生臨時交付金（国財源）を活用し『米原市農業者肥料高騰対策』を米原市独自で実施し、国では『肥料価格高騰対策』が実施されたところですが、今後も国や県の動向を注視しながら農業者への迅速な案内等を心掛けていきたいと考えております。

【意見②】中山間地域にある小規模集落営農組織の高齢化に対する支援策を講じられたい。

【回答②】市、農業委員会、県その他農業関係団体等が連携し、広域的な取組を含めた中山間地域等直接支払交付金、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金および地域計画制度の取

組や地域内外からの担い手等の受け入れについて検討を行い、農地の保全を図っていきます。

### 2 米の適正需給の推進

【意見】米の消費量が減少する中で安定した米価維持のための適正在庫に向けた需給対策や、米の消費拡大対策を国に働きかけられたい。

【回答】米の需要が減少傾向にあることを踏まえ、米価の安定のため、非主食用米・麦・大豆等の戦略作物や高収益作物の本作化に向けた政策支援の拡充について、国などに要請してまいります。

### 3 耕作放棄地の発生防止、解消対策

【意見①】担い手への農地集積と遊休農地解消および効率的な農業経営を主な目的としたほ場整備の未整備地区で事業実施を推進されたい。

【回答①】担い手への農地集積と遊休農地解消および効率的な農業経営を図るため、未整備地区のほ場整備は必要であると考

権者と合意形成が整えば事業を進めることができます。

【意見②】市は、集落営農組織などが事業主体となって実施する農地耕作条件改善事業制度の啓発と支援を講じられたい。

【回答②】農業組合長会議などで広報していきます。

【意見③】市と農業委員と農地利用最適化推進委員が連携をとり、地域計画の作成や更新により、生産者が意欲を出し、新たな担い手が農業で生活できる施策を講じられたい。

【回答③】市、農業委員会、県その他農業関係機関が連携し、地域の将来の農業の在り方や、農地の集積・集約化が図れるよう農地の効率的な利用に関する協議を行い、地域計画の策定に向けて支援を行っていきます。

【意見④】令和二年度から令和三年度にかけて、荒廃農地が8haも増加しました。人・農地プランの広域化や中心的経営体となる林業で導入された「みらいつくり隊」の農業版などの新しい施策を導入して早期の対応を求めます。

【回答④】今後も農業委員会と

の連携をより一層密にし、担い手不足という大きな課題に対し、若者が農業に関心を持つような取組や新たな施策の導入について研究してまいります。

【意見⑤】青地箇所での山林化した農地の非農地化が推進できる施策を講じるとともに、こうした農地を青地から白地へ変更できる方策の検討を求めます。

【回答⑤】農業振興地域の整備に関する法律に基づき、県と協議を行っていきます。

#### 4 有害鳥獣被害防止策の充実

【意見①】初期に設置した獣害防止柵は、耐用年数が経過していない場合であっても更新についての支援と、永続的な獣害防止柵の補強および維持管理に対する支援を講じられたい。

【回答①】国等の補助を受け設置された獣害防止柵等については、耐用年数（設置から十四年）が経過しないと補助の対象となりません。

【意見②】中山間地域では、災害時に倒木や獣害防止柵、水路等多岐にわたる被害が生じるため、「農村まるごと保全向上対策交付金」だけでは追いつきません。

有害鳥獣対策について、担当窓口を

明確に示し、必要な支援を講じられたい。

【回答②】台風等による突発的な獣害防止柵の損壊や、軽微な獣害防止柵の補修に対応できるように予算措置を講じていきますので御活用ください。

【意見③】銃器やわな等による二ホンザルとシカの個体数調整など積極的な被害防止対策への助成についても継続・拡充が図られるよう国・県に対し引き続き支援を要請されたい。

【回答③】引き続き、国等に支援を要望していきます。

#### 5 米原地域での「直売所」について

【意見】「直売所」の整備について、市、農業関係団体、農産物出荷者との協議を重ね具体的な施策として進められたい。

【回答】既存の直売所においては、出荷数量の確保に苦慮されている現状があることから、まずは人材育成および生産基盤の強化策として、新たな担い手となる農業従事者を掘り起こし、地域農業が持続的に発展するような取組を進めてまいりたいと考えています。

#### 6 農業委員会組織の体制整備の支援と予算の確保

【意見①】農業委員会事務局職員体制の強化および予算の確保について特段の配慮を願いたい。

【回答①】今後も職員の適正を踏まえた人員配置や必要な予算の確保に努めてまいります。

【意見②】集落単位に農業委員・農地利用最適化推進委員が配置されて

いないため、市が委嘱されている農業組合長の併任の協力、報酬の予算化をお願いします。

【回答②】農業組合長様には、今までから人・農地プランの作成に協力していただいております。この活動も含めて米原市農業再生協議会から謝礼を支払っているため、現状の業務の範囲内であれば、新たな予算措置は考えておりません。

### 井之口地区ほ場整備事業が開始されます！

平成29年度に、ほ場整備事業組合が設立され、事業計画されておりました「井之口地区ほ場整備事業」の工事が令和5年度から始まります。

【現状】農地面積26.7ha、378区画、農道幅1m～2m

【完了後】農地面積23.4ha、58区画、農道幅4m

完成後は、担い手への農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止等、農地利用の最適化が推進されることが期待されます。



## 農業委員会県外視察研修に参加して

統括部会長 小川 典久

米原市農業委員会は、11月21日と22日の2日に渡り農業委員、農地利用最適化推進委員および事務局の参加で和歌山県有田川町の営農型太陽光発電と紀の川市の「めっけもん広場」の農業視察を行いました。

21日午後、最初の視察先である有田川町農業委員会で、みかん畑における営農型太陽光発電施設の説明を受けました。有田川町は温暖で土質もみかんに適した土地柄のため、耕地面積3000haの内、畑は2710haとほとんどがみかん畑でみかんに特化した農業であるとのことでした。営農型太陽光発電施設については、みかん農地にパイプ支柱を立て、営農を継続させながら上部空間に太陽光発電施設を設置し、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図り、作物の販売収入に加え、売電による収入により、農業者の収入拡大を狙ったものであったとのことでした。実際に設置されている農地は平成26年から平成29年までに9件ありましたが、その後の設置は無いとのことであり、近年は売電単価が落ちたことで収益が望み薄となったことが原因ではないかということでした。その後、太陽光発電施設を導入されているみかん畑を見学させていただきました。パネルはみかんの木を邪魔しない高さ3m50cm以上あり格子状に組んでいることから1日通して太陽光はみかんを妨げることはありません。営農型太陽光発電による作物の販売収入と売電収入両方の収益両立は可能と思いましたが、見合う収益が望めないと難しいと感じました。

22日は紀の川市にあるJA直営のファーマーズマーケット「めっけもん広場」を視察しました。朝10時の開店前にもかかわらず、駐車場はすでに満車状態でありました。店長からの説明によると、運営するJA紀の里は市場・センター等7つの施設を運営され、「めっけもん広場」はその中で最も大きい施設で年間売上27億円であるとのことでした。

このマーケットの強みは年間を通じて野菜・花卉はもちろん、果物が途切れないことであり、みかん柑橘(9月～3月)、柿(9月～12月)、梅(5月～7月)、桃(6月～8月)、ぶどう(7月～9月)、イチジク(7月～11月)などが店頭に並びます。特に夏場の桃は他のマーケットに類を見ない売上とのことでした。更に立地が非常に良く大阪や奈良からも車で来やすい場所であるため、土日祝日はいつも混雑しているとのことでした。説明を受けた後、実際にマーケット内を見学しましたが、みかんの最盛期であることもあり、各生産者から数多く商品が運び込まれていました。直売所を成功させるには、特産品の開発、特に品物単価が高い果物があることが重要であると思いました。



▲営農型太陽光発電施設 (有田川町)



▲めっけもん広場店内 (紀の川市)

## 農業委員会各部会の開催

### 【農地部会】

農地部会の活動として、意見交換会を6月22日に米原市役所本庁舎で開催しました。

5月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が公布されたことを受け、(一社)滋賀県農業会議の西堀事務局長を講師に迎え、法改正の概要を説明いただくとともに、今後の課題や当市への影響などについてお話いただきました。その後、市農政商工課と中小規模農業者・新規就農者への支援に関する意見交換を行い、市からは中小規模農業者への補助金実績、新規就農者の推移や定着状況等の報告がありました。当部会からは、地域農業を支える中小規模農家については、高齢化などにより担い手不足が深刻化している現状を説明し、地域農業の持続的発展のために意欲ある農業者へのさらなる支援をお願いしました。



### 【最適化推進部会】

最適化推進部会の活動として、農水省経営局長通知(ガイドライン)の概要や活動記録簿の付け方についての研修会を4月27日に本庁舎で開催しました。

(一社)滋賀県農業会議の西堀事務局長を講師に迎え、ガイドラインで示されている最適化活動に係る活動目標(最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定目標、新規参入相談会への参加目標)の内容について説明を受けました。また、活動記録簿の付け方については、これまで記録していなかった活動(地域の農地の見守り、農家への声掛け等)についても記録を残すことの重要性を説明いただき、各委員が農地情報を共有することの重要性について理解を深めました。



## 令和4年度の主な活動

※毎月開催(10日前後)市農業委員会総会(農地転用等の審議)	11月14日	女性農業委員登用促進キャラバン (本庁舎)
※毎月開催(19日前後)県農業会議常設審議委員会(大規模農地転用の審議)	11月16日	米原市農業施策に関する意見書提出 (本庁舎)
※農地法申請案件現地確認(毎月)関係委員・事務局	11月21日・22日	農業委員会委員県外視察研修 (有田川町・紀の川市)
4月27日 最適化推進部会(本庁舎)	11月25日	次期農業委員会委員募集説明会 (米原地域)
5月31日 全国農業委員会会長大会(東京)	11月28日	次期農業委員会委員募集説明会 (山東地域)
6月1日・3日 食育活動・芋苗植付け (かなん・おうみ認定こども園)	11月29日	農地中間管理事業農用地利用事前調整 会議(本庁舎)
6月2日 都市農業委員会連絡協議会会長会 (草津市)	11月30日	次期農業委員会委員募集説明会 (近江地域)
6月17日 滋賀県農業会議通常総会(大津市)	12月1日	次期農業委員会委員募集説明会 (伊吹地域)
6月22日 農地部会・意見交換会(本庁舎)	1月10日	統括部会(本庁舎)
7月25日 農業委員会委員合同会議(本庁舎)	2月10日	農地部会(本庁舎)
7月26日 農業者年金加入促進特別研修会(草津市)	2月15日	統括部会(本庁舎)
7月28日 農地中間管理事業農用地利用事前調整 会議(本庁舎)	2月16日	都市農業委員会連絡協議会会長会 (甲賀市)
10月4日・5日 食育活動・芋収穫応援 (かなん・おうみ認定こども園)		
10月7日 農地部会(本庁舎)		
10月25日 都市農業委員会連絡協議会研修会(竜王町)		

## 農地賃借料情報

平成21年の農地法改正により、標準小作料が廃止された事に伴い、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行っております。この情報は、農地法および農業経営基盤強化促進法により賃借された賃借料をもとに作成されております。

**なお、この情報は拘束力がなく、賃借料決定の参考として提供するものです。実際の契約に当たっては、当事者同士で十分協議して決定してください。**

(10a当たり、100円未満四捨五入)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
山東地域	7,000円	10,000円	2,500円	430
伊吹地域	6,100円	10,000円	6,000円	189
米原地域	5,500円	7,000円	4,000円	44
近江地域	7,800円	10,000円	4,500円	400
(参考) 米原市全域	7,100円	10,000円	2,500円	1,063

※サンプルとしたデータは、令和3年(2021年)1月から令和4年(2022年)12月までの間に集計したものです。

※データ数は、集計に用いた筆数です。

※賃借料を物納支給(米)としている場合は、集計には含んでいません。

### 加入要件

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方



### ■少子高齢化時代に強い年金です！

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくく、少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

### ■若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられました。

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から(上限6万7千円)でも通常加入できます。(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられました)。

### ■80歳までの保証が付いた終身年金です！

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支給されます。

### ■一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助が受けられます！

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。

